

政務活動費連絡会報告書

令和5年12月18日

神奈川県議会 政務活動費連絡会

はじめに

神奈川県議会では、令和元年6月に「政務活動費連絡会」を設置し、政務活動費の更なる透明性の向上と適正性の確保を図るため、充当事件の厳格化や議長提出書類の即時閲覧制度の導入などの検討を行ってきた。

また、令和4年度には、政務活動費に係る議長提出書類の神奈川県議会ホームページ上での公開について検討を行い、令和6年度から実施するとの方向性を示した。

そして今般、政務活動費に係る手続のオンライン化等について検討を行い、その方向性について取りまとめたのでここに報告する。

令和5年12月18日

神奈川県議会議長 加藤 元弥 殿

政務活動費連絡会 座長 田中 徳一郎

I 政務活動費に係る収支報告等の手続のオンライン化

1 現状

令和5年5月に公布された改正地方自治法により、地方自治法第100条第15項に規定する政務活動費の議長への収支報告が、電磁的記録によっても行うことができることとなった。

本県議会では、「神奈川県議会政務活動費の交付等に関する条例（以下「政務活動費条例」という。）」により、4月30日までに収支報告書並びに会計帳簿の写し及び領収書その他証拠書類の写し（以下「議長提出書類」という。）を紙媒体により議長に提出するものと規定し、会派届、会派異動届及び会派解散届（以下「会派届等」という。）の提出並びに政務活動費の請求についても、同様に紙媒体で提出する取扱いとなっている。

2 検討の視点

地方自治法の改正により、令和6年4月から電磁的記録による収支報告が可能となるが、この場合の手続について、条例で定められている必要がある。

また、会計帳簿の写し及び領収書その他証拠書類の写しの提出について、オンラインによる提出を可能とするためには、それを条例に定める必要がある。

この場合、5万枚近い書類をオンラインという選択肢により議長提出することが、事務処理上、適当であるか検討する必要がある。

加えて、会派届等の提出及び政務活動費の請求についても、当該手続のオンライン化の必要性があるか、併せて検討する。

3 課題

(1) 提出方法

オンラインによる提出方法として、電子メールによる送付などが考えられるが、行政手続に電子メールを使用することは情報漏洩をはじめとしたセキュリティ上の重大なリスクな

どが伴うため、現段階においては、オンライン手続の手法として取扱うことは難しい。

(2) 作業

オンラインによる提出を可能とした場合、会派又は議員によって、提出方法が電磁的記録による方法と紙媒体による方法の併用で行われることが想定されるため、議会局の作業が煩雑になるおそれがある。

(3) 閲覧者対応

議長提出書類を電磁的記録により管理する場合、紙媒体による閲覧を希望する者に対して、紙媒体での閲覧も可能とするか検討が必要となる。

また、閲覧申請手続をオンラインで行うかについても、検討する必要がある。

4 方向性

地方自治法の改正により、収支報告については、令和6年4月から電磁的記録で提出することが可能となるが、具体的な手続については、適切に条例で定めていく必要がある。

また、オンライン化については、様々な検討課題があるため、政務活動費に係る書類の提出について、本県議会では、会派申し合わせにより、当面、書面で議長に提出することとする。

議長提出書類に係る県民等からの閲覧申請のオンライン化については、県民等から議会への他の手続と歩調を合わせることをとする。

II その他

1 改選期の年会費等の取扱い

(1) 現状

政務活動費の充当にあたり、一括で支払う年会費や年間購読料といった経費の充当日については、支払日で整理するこ

ととしているが、支払対象期間に選挙が行われ、議員の任期満了日と任期開始日をまたぐ場合は、改選前に支払った経費のうち、改選月の分までを月割りで充当し、改選月の翌月以降の分については充当できない運用となっている。

(2) 検討の視点

改選日以降の分も改選後に月割りで充当できるようにするか検討する。

(3) 方向性

改選後も月割りで充当できる取扱いとし、「政務活動費の指針（以下「指針」という。）」に明記する。

2 事務所の事業ゴミに係る処理費の充当

(1) 現状

事務所から排出される事業ゴミに係る処理費の充当について、指針に規定がない。

(2) 検討の視点

事務所から排出される紙などの事業ゴミについては、政務活動の結果として排出されるものであることから、政務活動で使った備品の処分代（粗大ゴミ代）と併せて、充当できることを指針に明記するか検討する。

(3) 方向性

事務所から排出される事業ゴミの処理費や政務活動で使った備品の処分代（粗大ゴミ代）について、政務活動費で充当できることを指針に明記する。

3 事務所費に係る賃貸借契約書の写しを議長提出書類とすること

(1) 現状

事務所の賃借料の充当にあたっては、賃貸借契約書を作成

し、会派又は議員において保存するとともに、事務所台帳を当該年度の最初の賃借料の支出に係る支出伝票等に添付するものとしている。

(2) 検討の視点

賃貸借契約書の写しを議長提出書類とすることについては、共益費などの賃借料の内訳や共同の賃借人の存在なども確認することができ、政務活動費の透明性を高めることにもつながるため、議長提出書類とするかどうか検討する。

(3) 課題

賃貸借契約書には個人情報が含まれ、様式も千差万別であるため、その内容の細部を議会局側で確認し、公開部分又は非公開部分を精査する事務の煩雑さなども考慮する必要がある。

(4) 方向性

賃貸借契約書の議長提出については、現行の事務所台帳の記載事項を拡充することで、透明性を図ることが可能であるため、今年度は事務所台帳の拡充についての方向性を決定するものとし、内容については、来年度の政務活動費連絡会で検討を行う。

4 改選期の3月分の支出に係る証拠書類等の事前確認の提示期日

(1) 現状

政務活動費に係る3月支出分における議長による事前確認の提示期日は、4月10日までに提示するものとしている。

(2) 検討の視点

改選期の3月支出分については、4月10日までに事前確認の提示をすることが難しいため、事前確認書類の提示期日を見直すか検討する。

(3) 課題

政務活動費条例により、議長提出書類の提出期限は、翌年度の4月30日までと規定されているため、事前確認における修正や再提示などの事務手続を勘案すると、4月10日を大きく見直すことは難しい。

(4) 方向性

改選期の3月支出分について、可能な範囲で議長への事前確認の提示期日を遅らせることとし、具体的な期日は「別途議長が定める日」とする。

Ⅲ 今後の対応

来年度の政務活動費連絡会での事務所台帳の記載事項の拡充の検討に向けて、各会派において検討を進める。

今後とも、県議会として、見直すべきものは見直しを行っていくことで、政務活動費に係る更なる透明性の向上や適正性の確保に努めていく。

政務活動費連絡会委員名簿

会 派 名	委 員 名
自 民 党	田 中 徳一郎 (座長) 新 堀 史 明 田 中 信 次 永 田 てるじ
立憲民主党・かながわクラブ	栄 居 学 望 月 聖 子
か な が わ 未 来	脇 礼 子
立 憲 民 主 党	柳 瀬 吉 助
公 明 党	藤 井 深 介
日 本 維 新 の 会	松 川 正二郎